

議案第 97 号

桐生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例案

桐生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 11 月 27 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

桐生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成
26年桐生市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核
市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 説 明

議案第 97 号 桐生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員認定資格研修の実施者について、所要の改正を行おうとするものです。